



特 251
218



始



特 5-31

52

218

財產業合理局纂編

財產評價準則

東京高陽書院

序

會計の整備は事業の財務管理に必須の要件たるは多言を要せざる所にして、曩に財務諸表準則を制定せるも亦此の趣旨に外ならず。然れども單に形式の整頓を以て足れりとすべきに非ず、進んで其の内容、實質の正確なるを期すべきものにして、是茲に財務諸表準則に引續き財務管理委員會に於て審議決定せる財務評價準則を公表する所以なりとす。

抑々事業の財政的基礎を堅實鞏固たらしむるには損益計算を慎重にし、苟も架空の利益は之を計上せず、經營上價值なきものは之を資産に遺さざるを要す。是決算時に於ける財産評價が特に重要なる所以にして、本準則も亦此の場合に適用すべきものとす。商法第二十六條第二項は財産目録に記載すべき財産の價額に付規定せりと雖も一般的にして精密を缺くの憾あり。本準則は法規の範圍内に於て經營の實情に鑑み各種財産の評價に付其の大綱を定めたるものなり。

決算時に於ける財産の評價に關しては學說區々に亘ると雖も、本準則は理論の一方に偏せず、計算の堅實に留意して安全確實を第一主義とすると共に、營業の繼續を前提とする評價法として其の實用性を尊重せり。唯本準則は凡ゆる財産に付規定するに非ざるを以て、實際に於ては本準則の精神に則り適宜評價すべき場合を生ずべし。



固より之を法規に依りて強制すべき性質のものには非ざるも、苟も財務の公正、事業の堅實を企圖する者は宜しく本準則に準據して財産の評価を爲すべきことを希望して已ます。

昭和十一年二月

臨時産業合理局長官 町田忠治

臨時産業合理局財務管理委員會（イロハ順）

委員長

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鈴 | 渡 | 吉 | 永 | 中 | 魚 | 太 | 東 | 五 | 石 | 原 | 小 | 田 | 明 |
| 木 | 邊 | 田 | 原 | 村 | 谷 | 田 | 夷 | 十 | 山 | 口 | 畑 | 中 | 石 |
| 島 | 鏡 | 良 | 伸 | 伍 | 傳 | 哲 | 五 | 嵐 | 賢 | 亮 | 源 | 耕 | 照 |
| 吉 | 藏 | 三 | 雄 | 七 | 太 | 三 | 郎 | 直 | 吉 | 平 | 助 | 郎 | 男 |

臨時委員

財産評價準則

目次

第一	總説	五
第二	減價償却	六
第三	土地	八
第四	建物、機械、設備等	九
第五	工具、什器等	一〇
第六	建設費、興業費等	一一
第七	無体固定資産	一二
第八	有價證券	一三
第九	原料、製品、商品等	一四
第十	債券	一六
第十一	雜勘定	一七
第十二	外國貨幣に依る資産及負債	一八

財産評價準則

第一總説

一 本準則に定むる財産の評價法は一般事業に對し、定期決算の際に適用するものとす。鐵道、軌道、電氣等の如き事業にして評價に關する特別の規定あるものに付ては此の限に在らず。

二 本準則に於ては評價に關する用語を左の如く定む。

(イ) 原價 原價とは取得原價を意味し、該資産を取得し之を營業の目的に適合せしむるに要する支出の合計を謂ふ。原價は之を購買原價と製造原價若くは製作原價との二種とす。

購買原價とは買入れたる資産の原價にして、買入代價及買入費用の合計を謂ふ。

製造原價若くは製作原價とは自ら生産したる資産の原價にして、其の生産に要したる支出の合計を謂ふ。

(ロ) 時價 時價とは該資産の所在地に於て評價を爲す時の資産の價格を謂ひ、市價の存するものは之に依り、其の存せざるものは適當の方法に依り之を推算す。

市價とは市場の價格にして、取引所に於て取引せらるる資産に付ては、其の取引價格に依り之を定む。

(ハ) 帳簿價額 帳簿價額とは評價の當時帳簿に記載されある金額を謂ひ、其の年度に取得したる財産は原價（又は取引價格）を示すを常とするも、前年度以前の取得に係るものは夫々の事由に基

く適正なる原價追加、減價償却、評價變更等に依り修正せられたるものとす。

三 財産の種類に依る評價の原則左の如し

- (イ) 土地は其の原價を以て之を評價す。
 - (ロ) 建物、機械、設備等は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價す。
 - (ハ) 營業權其の他の無体固定資産は實質空虛なる資産を残さざるやう注意し、其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價す。
 - (ニ) 有價証券は所有の目的に依り區別し、引續き所有するものは時價を超えざる限り原價を以て之を評價し、其の他のものは時價を限度として適當に之を評價す。
 - (ホ) 原料、製品、商品等（作業資産又は販賣資産）は原價と時價とを比較し孰れか其の低きを以て之を評價す。
 - (ヘ) 債權は帳簿價額より回收不能の金額を控除したる額を以て之を評價す。
 - (ト) 其の他の資産は其の性質及實狀に照し之を評價す。
 - (チ) 債務は帳簿價額を以て之を評價す。
- 四 評價に關し問題又は疑問の存するものに付ては之を消極的に解し、評價をして誇張ならしめざることを要す。

第二 減價償却

五 本準則に於ける減價償却とは、固定資産に付其の耐用命數と残存價額とを測定し、豫め定むる方式に依り計算せる減價額を營業成績の如何に拘らず每期繼續的に當該資産の原價より減額し、之を損費に計上することを謂ふ。

六 固定資産の耐用命數は左の事項を考慮して之を定むべきものとす。

- (イ) 使用若くは時の経過に因る物質的減耗又は效用の減退
 - (ロ) 技術の進歩發達に因る陳腐化
 - (ハ) 經營方法又は經濟事情の變化に因る利用價値の減耗
- 償却の中途に於て當初定めたる耐用命數が、不適當なることを知りたるときは、之を改むべきものとす。

改良又は大修繕に因り耐用命數が延長せられたるときは、之を延長することを妨げず。

七 残存價額とは固定資産の耐用命數後に於ける價額を謂ひ、用途、物件の種類等を考慮して、成るべく低く之を定むべきものとす。

八 償却額は事業の性質及物件の種類を考慮して、原價より残存價額を控除せる金額を、耐用命數に均分し毎期一定額を償却する定額法、耐用命數内に所定額を償却し得るやう定めたる遞減法又は産高若くは利用高に應じて償却する比例法等に依りて之を計算するものとす。財産目録には償却額計算法を附記するを可とす。

九 固定資産を特に平常以上に使用したる營業期に於ては、前記の方法に依り計算せる償却額に割増

を爲すを可とす。

一〇 固定資産は個々の物件に付償却額を計算するを原則とするも、事業の性質に依りては、之を一括して総合的計算を行ふことを得べし。

一一 固定資産に付不慮の災害又は豫期し得ざる事情の變化に因り、不測の減價を生じたるときは、臨時に之を償却すべきものとす。

第三 土地

一二 土地は其の原價を以て之を評價するを原則とす。

經濟事情の變化其の他の原因に因り、土地の時價が其の原價以下に低落したりと認めらるるときは、其の價額を切下ぐべきものとす。

一三 土地の原價は買入直接費に加工費及改良費を加算したるものとす。買入直接費は買入代價の外、仲立人手數料、所有權移轉の登録税、不動産取得税等の額を含む。

加工費及改良費とは、地上げ、地均し、埋立、石垣、護岸、道路、下水等に關する工事費及受益者負擔金の類とす。但し特殊の目的を以て土地に加へし工作、例へば貯水池、鑿井等の工事費は之を土地の原價に加へず、設備其の他の資産として處理すべきものとす。

買入代價、加工費、改良費等に對する利息は、之を原價に算入せざるを原則とす。

贈與、出資又は抵當流に因り取得したる土地に付ては、取得當時の時價を超えざる金額を以て其の

原價を定む。

一四 取得したる土地に存在する他人所有の地上物件の移轉費、取毀費又は地上權者、賃借權者等に補償せる金額は、土地の價額を近隣地の時價に比し不當に高めざる限り、之を土地の原價に加算することを妨げず。

一五 加工費及改良費の中、護岸、下水等の如き減損すべきもの、工事費、地上物件の移轉費、取毀費等は之を土地の原價に算入する代りに別科目を以て資産に計上し、適當の年數を豫定して減價償却を行ふを可とす。

一六 建物、樹木其の他附加物付にて取得したる土地の附加物を賣却したるときは、其の純手取金額を土地の原價より控除すべきものとす。投資として所有する土地を賃貸するに際し、權利金を收受したるときは、其の金額を土地の原價より控除すべきものとす。

一七 賣却すべき土地に付ては、買入直接費、加工費、改良費の外之を賣却し得る形態に至る迄の一切の諸費用を其の原價に算入することを得。

土地の賣買を業とするものは、前項の外時價を超えざる範圍に於て實際に賣却する迄の借入利息及公課を原價に算入することを妨げず。

第四 建物、機械、設備等

一八 建物、機械及設備は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價するを原則とす。



經濟事情の變化、能率の低下其の他の原因に因り、前項の價額が不當に高きに失するに至りたるときは、之を適當に切下ぐべきものとす。

一九 建物の原價は買入代價（或は請負代價）又は設計費、材料費、工賃、監督費、建築事務費、保険料等より成る建造費の外登録税、不動産取得税等之を營業の用に供する迄の諸費用を含む。但し舊建物の取毀費及移轉費は、之を新建物の原價に算入すべからず。

機械及設備の原價は買入代價又は製作原價の外之を營業の用に供する迄の諸費用を含む。但し製作原價が時價に比し高きときは、之を時價迄切下ぐべきものとす。

二〇 改造又は修繕に因り建物、機械及設備の效用又は耐用命數を増加せるときは、其の増加の限度に於て該費用の一部又は全部を建物、機械及設備の價額に加ふることを得。

二一 工場の移轉、大規模の配置變更、新様式採用に因る設備改善等の場合、不用に歸すべき建物、機械、設備等の價額は短期間に之を償却すべきものとす。

二二 建物に附帶せる暖房、冷房、照明、防火、通風、除塵、昇降機、衛生等の諸設備は、之を建物と區別し短期間に償却すべきものとす。

二三 船舶、車輛其の他の固定資産にして機械及設備に類するものは、機械及設備に準じて之を評價すべきものとす。

第五 工具、什器等

二四 工具は現品調査を行ひ、其の實狀に照して適當に之を評價すべきものとす。但し其の修繕又は補充に關する費用を損費に計上して、原價を維持する限り、原價を以て之を評價することを得。

二五 什器は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價するを原則とす。但し事業の性質に依りては之を工具と同様に評價することを妨げず。

二六 設計圖、型、圖案等にして特定の作業に關するものは、其の原價を當該作業の原價に算入すべきも、將來引續き利用せらるべきものは、其の程度を測り之を評價して資産に計上することを得。

第六 建設費、興業費等

二七 建設費又は興業費の如き科目を以て一括したる固定資産は、其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價するを原則とす。減價償却は各物件別に之を行ふべきも、全部を綜合して償却することを妨げず。

二八 建設費又は興業費の原價は、建設より營業の用に供する迄の諸費用を含む。但し其の費用にして營業權、水利權、特許權、鑛業權等の無体資産の取得に關するものは、別科目の資産に之を計上するを可とす。

二九 建設に關する諸費用に充當せる資金の利息は、建設期間中に係るものと雖も、之を其の原價に算入せざるものとす。但し借入資金に對する支拂利息は、商法第九十六條の規定に依り株主に配當せる建設利息と同様に之を處理することを得。

建設直接費以外の總係費の類は、之を建設費又は興業費の原價に算入すべからず。但し開業以前に於ける利益を控除せる總係費の殘額及開業後の増設の場合に於て關聯費として割當てられたる金額は、前項に準じて之を處理することを得。

三〇 建設に關し收受せる補助金又は寄附金の類は、之を利益に算入すべからず。其の金額は引當勘定に準ずる科目を以て之を處理するか又は之を以て建設費、興業費等の原價を直接に償却すべきものとす。建設用品、土地等の贈與を受け、其の評價せる價額を建設費、興業費等の原價に加へたるときは、其の金額に付ては前項の補助金又は寄附金の收受に準じて之を處理すべきものとす。

三一 用途別、所在地別等に固定資産を分類する場合に於ても、更に之を個々の物件に分ちて評價するを原則とす。但し事情に依り建設費、興業費等に準じ綜合して之を評價することを妨げず。

第七 無体固定資産

三二 營業權、特許權、實用新案權、商標權等の無体固定資産は、有價取得の場合に限り之を資産に計上し、其の原價より適當なる方法に依り減價償却を行ひたる價額を以て之を評價するを原則とす。

三三 無体固定資産の原價は買入代價の外取得に關する諸費用を含む。

三四 特許權、實用新案權の如き法定期間あるもの、償却は、法定期間を限度とし、中途廢棄の場合をも考慮して、之を行ふべきものとす。特許實施權に付ては其の契約期間を限度とし、上記の方法に依るものとす。

水利權、鑛業權等は事業の性質に依り、其の利用期間を豫定して償却すべきものとす。

營業權は營業引繼に因り收め得べき利益の存續期間を豫測して、成るべく短期間に之を償却すべきものとす。

三五 地上權、借地權を建物と區別し得るときは、之を別科目の無体固定資産として示し、存續期間、建物の耐用命數等を考慮して之を償却するを可とす。

三六 無体固定資産の帳簿價額が、其の収益力に比し高きに失するに至りたるときは、収益力に相當する金額迄之を臨時に償却すべきものとす。

第八 有價證券

三七 有價證券は事業の性質、所有の目的に依り、次の如く之を評價す。

(イ) 同系會社及關係會社等經營の目的を以て所有する株式及社債は、原價と市價とを比較し孰れか其の低きを以て之を評價するを原則とす。

市價なきものは原價を以て評價すべきも、其の會社の實質内容の低下したるときは、價額の切下を行ふべきものとす。

(ロ) 證券業者其他に於て、賣却を目的として所有する有價證券は、市價を超えざる範圍に於て適當に之を評價す。

(ハ) 其の他のものは帳簿價額と市價とを比較し孰れか其の低きを以て之を評價するを原則とす。但

し多種類の有價證券を所有するときは、或種の有價證券に付生せる評價損を償ふ意味を以て、他種の有價證券を市價を超えざる範圍に於て價格引上を行ふことを得。

國債に付ては前項の規定に拘らず、昭和七年法律第十六號に依りて之を評價することを得。

三八 有價證券の原價とは買入代價又は拂込金額を謂ひ、市價とは取引所其他公の市場に於て公表せらるゝ價格を謂ふ。

決算日の屬する月の平均概算價格が、決算日に於ける市價に比し低きときは、前者を以て決算當時に於ける市價と爲すことを得。

三九 市價の公表なき有價證券に付ては、便宜次の如き方法に依りて計算せるものを其の市價と看做す。

(イ) 地方債に付ては最近の賣買價格、類似證券の市價等を參酌して之を定む。

(ロ) 社債に付ては前號の外擔保の内容、發行者の信用状態、其の實質等を參酌して之を定む。

(ハ) 株式に付ては當該會社の純財産に依る實質を基礎とし、更に最近の賣買價格、收益率、配當率等を參酌して之を定む。

第九 原料、製品、商品等

四〇 原料、貯藏品、製品、半製品（中間製品）、仕掛品、半成作業、商品等は其の原價を以て之を評價するを原則とす。但し時價が其の原價より低きときは、時價を以て之を評價すべきものとす。

四一 原料、貯藏品及商品の原價は、買入代價の外取得に關する諸費用を含む。

四二 製品及半製品（中間製品）の原價とは、原料費、工賃其他の製造に關する諸費用を含みたる製造原價を謂ひ、原價計算に依りて之を定むべきものとす。

四三 原料、貯藏品、製品、商品等の時價は、取引所其他公の市場に於ける公定價格又は信賴すべき報告に依る當時の賣買價格を標準として之を定む。

製品及半製品（中間製品）に付據るべき時價を求め得ざるときは、原料、工賃等の時價に基きて計算せる價額を其の時價と看做す。

四四 副製品又は副産物にして製品に準じて評價し難きものは、業種に應じ適當なる方法に依る推定原價を以て之を評價す。但し其の儘又は加工の上販賣するものは、其の販賣時價より販賣費又は加工費及販賣費等を控除せる價額を以て之を評價することを得。

四五 仕掛品及半成作業は原價計算に依る製造原價を以て之を評價す。但し原料、工賃等の時價が著しく低落したるときは、之に依り算定したる價額を以て評價すべきものとす。

四六 製作期間が長期に互る特殊の事業に於て、注文又は請負に依る半成作業は、其の作業が相當に進行し且完成引渡に依り利益を得べき見込確實なる場合に限り、豫想利益の一部分を原價に加算して之を評價することを妨げず。但し完成引渡に依り損失の生ずる虞あるときは、原價を切下げて之を評價すべきものとす。

四七 積送品は積送原價を以て之を評價す。但し積送先に於ける時價が積送原價より低きときは、之

に依りて評價すべきものとす。

積送原價とは當該商品又は製品の原價に積送に關する諸費用を加算したるものとす。

四八 以上に列擧せし各資産に付ては、必ず現品棚卸を行ひ、死藏、變質、破損等に因る損失に對し適當に價額の切下げを行ふべきものとす。

第十 債 權

四九 賣掛金、受取手形、未收入金、各種貸付金等の債權は、契約金額（帳簿價額）に對し回收の確實性を考慮して次の如く之を評價す。

(イ) 全然回收の見込なきものは之を切捨つ。

(ロ) 回收不確實なるものは回收不能の程度を測り又回收に費用を要すべきものは回收費を見積りて之を切下ぐ。

債權は各口に付個別的に前項の如く評價するを原則とするも、賣掛金の如く口數多數に上るものは、其の事業の過去の実績に依り平均回收率を算定し、之に基きて評價することを妨げず。

五〇 年賦又は月賦償還に依る債權は、其の期限、利息の有無及其の利率に應じ、現在價額を算定して之を評價するを原則とす。

五一 假拂金、前渡金、立替金の如き假勘定に屬する債權は、決算日に於ける帳簿價額より損費に歸すべきものあるときは、之を控除したるものを以て評價す。

第十一 雜 勘 定

五二 期間に比例する損費の前拂額、例へば未經過保險料、未經過割引料の如きは、其の未經過期間に割當てられたる金額を以て之を評價す。

五三 社債發行差金及發行費を繰延べたるときは、社債の期間に分割し每期償却したる殘額を以て之を評價す。

社債を期限前に償還したるときは、償還社債に相當する社債發行差金及發行費の未償却殘高を、直に償却すべきものとす。但し借換に依る償還のときは、舊社債に對する發行差金及發行費の未償却殘高を、新社債の利廻が舊社債の利廻を超えざる限度に於て、新社債の發行差金及發行費に加算することを得。

五四 株主に配當したる建設利息は、開業後年六分を超ゆる利益配當を行ひ得るに至りたる場合に於て、之を超過する利益を以て成るべく速に償却すべきものとす。

五五 開發費は其の内容を検し、損失に屬する分は之を償却すべきものとす。

五六 廣告宣傳費は其の支出の効果が次期以後に繼續するを理由として繰延べられたるときは、効果の殘存する程度を慎重に見積り之を評價すべきものとす。但し設備又は雜品として殘存する場合には、於ては、固定資産又は貯藏品に準じて之を評價することを得。

- 五七 創業費は開業後三年以内に於て、成るべく速に之を償却すべきものとす。
 五八 貸付有價證券及保證差入有價證券は、三七に定むる所に依り之を評價す。

第十二 外國貨幣に依る資産及負債

- 五九 外國貨幣に依る資産は、之を邦貨に換算して評價すべきものとす。
 六〇 外國貨幣を額面とする有價證券は、次の如く之を評價す。
 (イ) 内地に於て市價あるものに付ては三七を適用す。
 (ロ) 其の他のものは發行地に於ける市價を、決算日の爲替相場を以て換算したる額を時價と看做し、之を其の帳簿價額と比較し孰れか其の低きを以て評價す。
 (ハ) 内外市價共になきものに付ては、三九の規定を準用して外貨に依る評價を行ひ、之を決算日の爲替相場を以て換算したる額を時價と看做し、之を其の帳簿價額と比較し孰れか其の低きを以て評價す。
 (ニ) 出資の性質を有するものは、其の原價を以て之を評價するを原則とするも、其の事業の内容惡化したるとき又は其の國の貨幣價値が著しく低落したるときは、其の價額を切下ぐるか又は之に應ずる引當金を設くべきものとす。
 六一 外國貨幣を以てする銀行預金、賣掛金、貸付金等の短期債權は、其の帳簿價額と決算日の爲替相場を以て換算したる金額とを比較し、孰れか其の低きを以て之を評價す。

六二 外國貨幣に依る長期債權は、其の原價を以て之を評價するを原則とす。但し其の國の貨幣價値の低落其の他の事情に因り、損失の豫想せらるる場合に於ては、適宜價額を切下ぐるか又は之に應ずる引當金を設くべきものとす。

六三 外國に於て所有する土地は其の原價を以て、其の他の固定資産は其の原價より減價償却を行ひたる價額を以て之を評價するを原則とす。但し其の國の貨幣價値の著しき低落其の他の事情に因り其の價額が高きに失するに至りたるときは、適當に價額を切下ぐべきものとす。

出資金の評價に付ては六〇の(ニ)を準用す。

六四 外國貨幣に依る短期負債は、之を決算日の爲替相場を以て邦貨に換算すべきものとす。但し其の換算額が帳簿價額に比し低きときは、帳簿價額を以て之を計上するを可とす。

六五 外國貨幣に依る社債其の他の長期負債は、起債當時の爲替相場に依る換算額を以て引續き之を計上するを原則とす。但し次年度中に償還すべき金額に付ては、短期負債に準じて之を計算するを可とす外國貨幣が繼續的に騰貴し、低落の豫想せられざるときは、償還に際して生すべき損失を填補するに足る積立金を蓄積するを可とす。

六六 外國に於ける支店又は出張所の有する資産及負債を本店勘定に綜合する場合は、決算日の爲替相場を基礎とする一律の換算率を以て之を邦貨に換算することを得。但し本支店及各店間の貸借金額の差額が貸方に生じたる場合は、之を「爲替換算差金」として綜合貸借對照表中の雜勘定に計上すべし。

臨時產業合理局編
財務諸表準則

定價二十錢 送料二錢

高陽書院發行

昭和十一年七月一日印刷
昭和十一年七月五日發行

財務評價準則
定價八錢

編纂者 臨時產業合理局

發行者 今泉 調夫
東京市神田區小川町一ノ一

印者所 小松印刷所
印刷者 小松善作
東京市京橋區橋町二ノ七

發行所

高陽書院

東京市神田區小川町一ノ一
電話 神田一七二四番
振替東京九〇〇三番



本印刷物の寸法は商工省臨時産業合理局工業
品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法
規格」(昭和六年二月十日)中のA列5番
(148mm×210mm)に準據したものである。

終